

00449AAJ

681121

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 1

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)



社長 持田 昌典

【住所又は本店所在地】

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成16年11月30日

【提出日】

平成16年12月6日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

3名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	(株)インボイス
会社コード	9448
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区芝4-1-23

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	136,747		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 136,747	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 136,747		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年10月31日現在)	S 8,193,339
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	1.67
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.46

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年10月18日	普通株	79,550	取得	(一部貸借)
2004年10月19日	普通株	662	取得	(貸借)
2004年10月26日	普通株	110	処分	(貸借)
2004年10月27日	普通株	32	処分	(貸借)
2004年10月28日	普通株	4,664	取得	(貸借)
2004年10月29日	普通株	46	処分	(貸借)
2004年11月1日	普通株	33	処分	(貸借)
2004年11月4日	普通株	100	処分	(貸借)
2004年11月9日	普通株	266	取得	(貸借)
2004年11月15日	普通株	35,000	取得	(貸借)
2004年11月16日	普通株	96	取得	(貸借)
2004年11月17日	普通株	600	取得	(貸借)
2004年11月19日	普通株	900	取得	(貸借)
2004年11月22日	普通株	5,200	取得	(貸借)
2004年11月24日	普通株	250	取得	(貸借)
2004年11月25日	普通株	1,680	取得	(貸借)
2004年11月26日	普通株	7,000	取得	(貸借)
2004年11月30日	普通株	1,200	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 136,417株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	10,395
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	10,395

第2【提出者に関する事項】**2【提出者(大量保有者) / 2】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	173,001		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	914,244	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	914,244	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	741,243	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年10月31日現在)	S	8,193,339
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		10.23
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		8.66

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年10月18日	普通株	165,038	取得	(一部貸借)
2004年10月19日	普通株	81	取得	(一部貸借)
2004年10月20日	普通株	1,863	取得	(一部貸借)
2004年10月21日	普通株	453	取得	(一部貸借)
2004年10月22日	普通株	502	取得	(一部貸借)
2004年10月25日	普通株	2,980	取得	(一部貸借)
2004年10月27日	普通株	160	取得	(一部貸借)
2004年10月28日	普通株	2,516	取得	(一部貸借)
2004年10月29日	普通株	2,701	取得	(一部貸借)
2004年11月1日	普通株	23,397	取得	
2004年11月4日	普通株	1	処分	
2004年11月5日	普通株	21	取得	
2004年11月8日	普通株	26,000	取得	
2004年11月9日	普通株	5,701	取得	(一部貸借)
2004年11月10日	普通株	10,929	処分	
2004年11月11日	普通株	4,786	処分	
2004年11月12日	普通株	34,057	取得	(一部貸借)
2004年11月15日	普通株	131,000	処分	
2004年11月15日	新株予約権証券	646,562	取得	
2004年11月16日	普通株	2,594	処分	
2004年11月17日	普通株	1,000	処分	
2004年11月18日	普通株	12,598	取得	(一部貸借)
2004年11月19日	普通株	5,094	取得	(貸借)
2004年11月22日	普通株	27,607	取得	(一部貸借)
2004年11月24日	普通株	1,097	取得	(一部貸借)
2004年11月25日	普通株	1,733	取得	(一部貸借)
2004年11月26日	普通株	7,753	取得	(一部貸借)
2004年11月29日	普通株	2,000	取得	(貸借)
2004年11月30日	普通株	41	処分	
2004年11月30日	新株予約権証券	94,681	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 173,001株の借入 (ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	38,669		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 38,669	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 38,669		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年10月31日現在)	S 8,193,339
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.47
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.41

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年10月18日	普通株	6,357	取得	(一部貸借)
2004年10月22日	普通株	188	処分	(貸借)
2004年10月27日	普通株	9,800	取得	(貸借)
2004年10月29日	普通株	8,174	取得	(貸借)
2004年11月2日	普通株	17,000	処分	(貸借)
2004年11月4日	普通株	3,857	取得	(貸借)
2004年11月9日	普通株	22,700	取得	(貸借)
2004年11月17日	普通株	7,000	処分	(貸借)
2004年11月26日	普通株	11,969	取得	(貸借)

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	348,417		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	1,089,660	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	1,089,660	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	741,243	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成16年10月31日現在)	S	8,193,339
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		12.20
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）		10.39

10 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 10th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton
Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

, 2002

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Limited

ARK Mori Building,

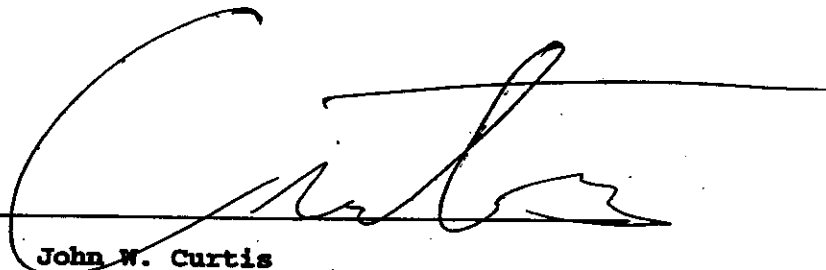
1-12-32 Akasaka, Minato-ku

Tokyo

GOLDMAN, SACHS & CO. hereby appoints GOLDMAN SACHS (JAPAN) LIMITED as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "The rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule. ; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs & Co.,



John W. Curtis

Managing Director

Director of Global Compliance

Goldman Sachs & Co.

85 Broad Street

New York, NY 10004

U.S.A.

(訳文)

2002年6月30日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における複代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
マネージング・ディレクター ジョン・ダブリュー・カーティス

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニューヨーク、ブロード・ストリート 85